

議員提出議案第12号

道路特定財源の確保に関する意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成19年12月20日

提出者	三朝町議会議員	福田茂樹
賛成者	三朝町議会議員	藤井克孝
賛成者	三朝町議会議員	吉田公博
賛成者	三朝町議会議員	知久馬二三子
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎

道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、また高齢化・少子化が進展している中、地域間格差を是正し、地方の自主・自立を高め、安全・安心で活力に満ちた地域社会の実現を目指すためには、高規格幹線道路や地域高規格道路を含む道路整備は必要不可欠である。

中でも、高規格幹線道路のうち、中国横断自動車道「姫路鳥取線」は、公表された供用予定年度に遅れることのないよう、また「山陰道」は遅くとも今後10年以内の全線供用開始が地域住民から強く求められている。

また、地域高規格道路については、（鳥取豊岡宮津自動車道の一部を成し国土交通省で事業中の「国道9号駒馳山バイパス」などの整備促進にも大きな期待が寄せられている。

生活道路を含め、これらの道路整備に対する地域住民のニーズに応えるためには、道路特定財源の確保が是非とも必要である。

よって、国におかれては、このような地方の実情を深く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 道路特定財源については、暫定税率を向こう10年間維持し、地方の道路整備の実態を踏まえ、硬直的で一律な予算シーリングの設定をやめ、

- 受益者負担という制度の趣旨にのっとり、全て道路整備に充当すること。
- 2 遅れている地方の道路整備に重点投資するため、道路特定財源の傾斜配分を行うこと。あわせて、地方道路整備臨時交付金の継続及び交付割合の引き上げなどにより、地方の道路財源措置を充実すること。
 - 3 今後増大する老朽化橋梁など、道路施設の維持管理・補修に、道路特定財源を重点的に配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月20日

鳥取県東伯郡三朝町議会